

## 「鳥取県表彰・認定等審査会(経営革新計画承認審査会)」公募委員募集要項

### 1 趣旨

本県における中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第14条第1項の規定による経営革新計画(以下「経営革新計画」という)の承認及びその実施に関する事項を審議する鳥取県表彰・認定等審査会(経営革新計画承認審査会)について、県民の参画を進めるため公募委員を設置することとし、下記のとおり委員の募集を行う。

### 2 募集内容

(1) 募集人数 数名

(2) 応募資格

次のアからキまでの資格をすべて満たす方

ア 県内に住所地を有する方

イ 就任時点満18歳以上で、商工労働施策に関する知識、関心があり、施策等への審議に参加する意欲がある方

ウ 毎月1回程度、主に鳥取市内で平日昼間に開催される会議に出席できる方

エ 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方

オ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でない方

カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方

キ 経営支援にかかる経験及び知見を有する方

(3) 応募方法

別添の様式に、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、電子メールアドレス、商工労働施策へのこれまでのかかわり、企業の経営支援にかかる実績、志望理由を記載して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、様式は鳥取県企業支援課のホームページからダウンロードできます。インターネット上で「鳥取県 企業支援課」で検索してください。

(4) 委員の選考

ア 応募資格を満たす者から提出された書類内容に基づき書面審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

ウ 審査結果によって適任と認められない場合は、委員として決定しないことがあります。

(5) 募集期間

令和7年4月1日(火)から同年4月15日(火)(2週間)まで 必着

### 3 鳥取県表彰・認定等審査会(経営革新計画承認審査会)の概要

(1) 鳥取県表彰・認定等審査会(経営革新計画承認審査会)の所管事項

経営革新計画の承認及びその実施に関する事項にかかる審議

(例) ①鳥取県経営革新計画審査実施要領(平成16年6月23日制定)に基づき設けられている経営革新計画の承認に係る審査

②産業未来共創補助金〈経営革新型〉採択審査要領(令和6年10月15日制定)に基づき設けられている産業未来共創補助金〈経営革新型〉の採択にかかる審査

(2) 構成 県内中小企業支援機関、民間有識者、関係行政官庁の職員等(うち、公募委員数名)

(3) 開催回数 月1回程度(毎月15日頃に実施)

(4) 任期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(予定)

(5) その他 委員報酬(9,300円/回)と会議出席のための旅費を支給します。

問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部企業支援課

電話: 0857-28-7242 ファクシミリ: 0857-26-8117

電子メール: kigyoushien@pref.tottori.lg.jp